

◎厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の療養介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>三 介護給付費等単位数表第7の1の児童デイサービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>四 介護給付費等単位数表第8の1の短期入所サービス費の注11の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第4の1の療養介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二 介護給付費等単位数表第5の1の生活介護サービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>三 介護給付費等単位数表第6の1の児童デイサービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>四 介護給付費等単位数表第7の1の短期入所サービス費の注11の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p>

イ・ロ (略)

五 介護給付費等単位数表第10の1の共同生活介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

六 介護給付費等単位数表第11の1の施設入所支援サービス費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

七 介護給付費等単位数表第12の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

八 介護給付費等単位数表第13の1の生活訓練サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

九 介護給付費等単位数表第14の1の就労移行支援サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十 介護給付費等単位数表第15の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十一 介護給付費等単位数表第16の1の就労継続支援B型サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の

イ・ロ (略)

五 介護給付費等単位数表第9の1の共同生活介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

六 介護給付費等単位数表第10の1の施設入所支援サービス費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

七 介護給付費等単位数表第11の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

八 介護給付費等単位数表第12の1の生活訓練サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

九 介護給付費等単位数表第13の1の就労移行支援サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十一 介護給付費等単位数表第15の1の就労継続支援B型サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の

員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十二 介護給付費等単位数表第17の1の共同生活援助サービス費の注

8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十二 介護給付費等単位数表第16の1の共同生活援助サービス費の注

8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)